

職業能力開発推進者

選任
変更
解任

調べ

受
付
印

様式 8

印は基本的に代表者印。
代表者印を所有しない場合は社印もしくは事業所を代表する印（私印でないもの）。

【記入例】選任基準が事業所単独選任の場合

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任（変更・解任）のとおりである。

11桁の雇用保険適用事業所番号を記入する。

平成 年 月 日

① 雇用保険適用事業所番号	2 3 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 1															
フリガナ	アイチシヨクギョウノウリョクカイハツ															
② 事業所の名称	株式会社 愛知職業能力開発 代表者役職・氏名 代表取締役 愛知 一郎 (印)															
③ 事業所の所在地	所在地 〒451-0035 愛知県名古屋市西区浅間 1-2-34 電話番号 052 (524) 2035 代表者氏名はその事業所の代表者名 (例：事業主、支店長、工場長等)															
④ 企業の主な事業内容	職業能力開発相談															
⑤ 企業の資本金の額	10,000,000 円															
⑥ 企業全体で常時雇用する労働者数	30 人															
⑦ 当該事業所で常時雇用する労働者数	30 人 (雇用保険適用事業所単位)															
⑧ 職業能力開発推進者役職・氏名	役職名 人事チームリーダー フリガナ ナガヤ ジロウ 氏名 名古屋 二郎 (全 1 人) 電話番号 052 (524) 2035 FAX 052 (524) 2036 e-mail aisc1@avada.or.jp															
⑨ 選任基準	<p>① 事業所単独選任 2 本社選任 (原則は事業所単独選任。複数の雇用保険適用事業所選任又は共同選任。)</p> <p>A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 ① 学術研究、専門・技術サービス業 N N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業</p> <p>莫 A 大企業 ② 中小企業 中小企業の範囲は、以下の表に該当するものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金の額</th> <th>労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>他 (変更の場合は、変更箇所の番号の記入をお願いします。)</p>	区分	資本金の額	労働者数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
区分	資本金の額	労働者数														
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5,000万円以下	100人以下														
その他の業種	3億円以下	300人以下														

推進者が2人以上選任されている場合には、総人数を()内に記入し(1人の場合は1と記入)役職名、氏名等はサービスセンターとの連絡に関する業務を担当する推進者を記入する。

資本金の額、又は労働者数どちらかに該当する場合は中小企業の範囲。

- (注) 1. 「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更に伴って当該事業所において推進者として勤務していた者が、当該事業所を離れることとなる場合を指す。
2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合は、サービスセンター等との連絡に関する業務を担当する推進者の方をご記入下さい。
3. 推進者全員の人数について(全 1 人)に記入して下さい。サービスセンターで確認します。
4. 本社選任の場合は支店・出張所等を、共同選任の場合は共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式で作成したものを添付して下さい。
5. 「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省に提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要となる範囲内で、厚生労働省・職業能力開発サービスセンター等において利用させていただく場合があります。

【記入例】選任基準が本社選任の場合

受 付 印	
-------------	--

〔 支店、出張所等一覧表
共同事業所等一覧表 〕

	雇用保険適用事業所番号	事業所の名称	産業分類	事業所の常時雇用労働者数
1	2300-123456-1	株式会社 愛知職業能力開発 名古屋東支店	L	3
2	2300-123456-1	株式会社 愛知職業能力開発 名古屋西支店	L	2
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

推進者の所属事業所等以外の事業所名
(共同選任企業、支社、営業所等)を
記入する。

分類記号 (A~T)
及び対応する大分
類名称を事業所ご
とに記入する。

事業所等の常時雇
用している労働者
数を事業所ごとに
記入する。

・推進者の所属する事業所等とその他の事業
所等の雇用保険適用番号が同一の場合であ
っても事業所ごとに各々記入する。
・「職業能力開発推進者選任調べ」提出後に
雇用保険適用事業所番号に変更がある場合
は、同じ様式で「変更届」を提出していただ
き、順次変更手続きを行う。

※ この欄で不足する場合又は別途作成して添付する場合は、同様の様式で作成して添付すること。